

第 13 号議案

豊後大野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

豊後大野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）の一部改正に伴い規定を整備する必要があり、及び本市独自の基準を明確にしたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

豊後大野市指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年豊後大野市条例第 15 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 47 条第 1 項第 1 号、第 79 条第 2 項第 1 号並びに第 81 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（申請者の要件）

第 3 条 法第 79 条第 2 項第 1 号の条例で定める者は、その運営について、暴力団関係者（豊後大野市暴力団排除条例（平成 23 年豊後大野市条例第 9 号）第 6 条第 1 号に規定する暴力団関係者をいう。）の支配を受けていない法人とする。

（基準）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、法第 47 条第 1 項第 1 号並びに第 81 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき条例で定める基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号。以下「基準省令」という。）に定める基準の例による。

（記録の整備）

第 5 条 前条の規定によりその例によることとされる基準省令第 29 条第 2 項（基準省令第 30 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「2 年間」とあるのは、「5 年間」とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。